

令和5年度
徳島県雇用対策協定に基づく事業計画

徳島県・徳島労働局

《 目 次 》

1	協定締結の目的と事業計画策定について	1
2	事業計画の構成について	1
3	事業計画の内容について	3
	(1) 地域産業を支える人材の確保	3
	① 都市部から人の流れをつくる取組	3
	② 未来を担う若者の雇用機会の確保と地元定着の促進	4
	③ 全員参加型社会の実現に向けた多様な人材の活躍支援	5
	④ 技能・技術者を中心とした人材の確保	14
	⑤ 職業訓練の効果的な実施のための連携	15
	(2) 働き続けられる労働環境の整備	17
	① ワークライフバランスの推進	17
	② 労働環境の整備と非正規雇用労働者に対する取組	19
4	コロナ禍からの回復・物価高騰下での雇用の維持・継続支援 について	21
	(1) 雇用の維持・円滑な労働移動への支援	21
	(2) 離職者への支援・キャリア形成の促進	21
5	進行管理について	22

1 協定締結の目的と事業計画策定について

「地方創生」の実現に向けた取組において、徳島県（以下「県」という。）と徳島労働局（以下「労働局」という。）が力を合わせ、まさに「地方創生の推進エンジン」として、互いの強みを活かし、総合的、効果的かつ一体的に「徳島ならではの」雇用対策を進めることを目的に、平成27年度に「徳島県雇用対策協定（以下「協定」という。）」を締結した。

県内の有効求人倍率は平成25年7月以降、1倍台で推移しており、雇用失業情勢は改善が進んでいる一方、様々な分野で人手不足が顕在化し、「東京一極集中」にも歯止めがかからない中、「地方創生」の取組はますます重要となってきている。

こうした中、県においては、平成27年度に策定した「vs東京『とくしま回帰』総合戦略（以下「第1期総合戦略」という。）」における取組成果と課題を踏まえ、令和2年度を初年度とする今後5カ年の目標や施策の基本的方向等をまとめた「新たな総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定した。

今後、この総合戦略の基本姿勢を踏まえ、県と労働局において協定第2条に基づく事業計画を策定する。

2 事業計画の構成について

この事業計画は、「第1期総合戦略」に続き「総合戦略」の考え方を汲み取る中で、「地域産業を支える人材の確保」を図り、この確保した人材に対し、「働き続けられる労働環境の整備」を推進していく、という2つの柱によって構成するものとする。

また、各項目に記載した「取組方針」は、「1現状と課題、今後の取組方針」を簡潔に記したもので、「目標」は、県と労働局が共同して目指す取組で、「各項目の牽引役」として抽出したものである。

なお、項目をまたがる事業内容については、必要最小限のみ再掲をし、関連性の高い方の項目に記載をしている。

事業計画の全体構成

(1) 地域産業を支える人材の確保

- ①都市部から人の流れをつくる取組
- ②未来を担う若者の雇用機会の確保と地元定着の促進
- ③全員参加型社会の実現に向けた多様な人材の活躍支援
 - 女性の活躍推進
 - 障がい者雇用の更なる推進
 - 高年齢者の活躍・就労支援
 - 外国人材の就労支援
 - 就職氷河期世代の就労支援
 - 生活保護受給者等の生活困窮者やひとり親家庭等に対する就労支援
- ④技能・技術者を中心とした人材の確保
- ⑤職業訓練の効果的な実施のための連携

(2) 働き続けられる労働環境の整備

- ①ワークライフバランスの推進
- ②労働環境の整備と非正規雇用労働者に対する取組

3 事業計画の内容について

(1) 地域産業を支える人材の確保

① 都市部から人の流れをつくる取組

【取組方針】

県においては、若年層の就職や進学などによる「県外への人口流出」という地方特有の要因による労働力人口の減少傾向が続いている。

一方、コロナ禍の影響による人々の価値観の変容を迅速に捉え、県内企業の人材を確保する施策を実施することが極めて重要である。

このため、東京圏に加え、本県からの進学・転出者数の多い「大阪圏等」の都市部の人材を中心に、U I J ターンを呼びかけるとともに、県内企業の採用活動の支援を実施し、就職を促進する。

【具体的な事業とその目標】

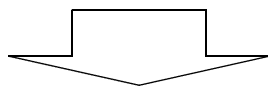
(県が実施する事業)

- 県の設置する「徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点」において、プロフェッショナル人材戦略マネージャーを中心に、地域金融機関や民間人材ビジネス事業者等と連携して、都市部からプロフェッショナル人材の還流を促進する。
- 都市部からのU I J ターンを促進するため、雇用関連サービスをワンストップで提供する「とくしまジョブステーション」等を中心とした支援の強化を行う。
- 徳島駅前と東京都有楽町にある移住コンシェルジュを配置した「ワンストップ型移住相談窓口」において、従来の対面型に加え、オンラインでの移住相談も行い、移住希望者のニーズに応じたきめ細やかな相談対応を行う。また、「仕事」・「働き方」に精通したキャリアコンサルタント等を都市部での相談会に派遣し、情報発信から移住実現に至るまで、移住希望者への切れ目ないサポートを行う。
- 「徳島わくわく移住支援事業」により、移住希望者が県内中小企業等へ就業できるよう「ジョブナビとくしま」での情報発信の実施、「プロフェッショナル人材事業」及び「先導的人材マッチング事業」とも連携を図るなど、効果的なマッチングにより移住促進を目指す。
- 労働局など関係機関と連携し、オンラインを活用したU I J ターンフェア（業界研究セミナー、企業説明会）を開催する。
- 就職活動前を含む早い段階から若年層に徳島で働く魅力やインターンシップ情報等を発信し、U I J ターン就職を促進する。
- 徳島県就職支援情報サイト「ジョブナビとくしま」において、企業のPR動画の配信やインターンシップ受入れ支援を行い、県内企業への

就職を促進する。

(労働局が実施する事業)

- 県内へのU I Jターンを支援するため、U I Jターン希望者や県の相談窓口等に対し、県内求人情報や労働市場情報等を提供する。
- 国の地方就職支援コーナー（東京・大阪労働局）を設置するハローワークに対し、県内求人情報や労働市場情報の定期的な提供、県の相談窓口等の情報提供を行う。
- 県など関係機関と連携し、オンラインを活用したU I Jターンフェア（就職相談会）を開催するよう努める。
- U I Jターンフェア（就職相談会）開催の際は、他の労働局とも連携し、ポスター、チラシを送付するなど、周知等について協力依頼を行うとともに、SNSによる情報発信も活用しつつ、U I Jターン希望者等へ広く呼びかけ、応募機会を提供する。
- 県など関係機関と共同して県内外の新卒者・既卒者等を対象とした就職面接会を開催する。



目標	・プロフェッショナル人材戦略拠点における成約件数 80件 ・「とくしまジョブステーション」等を活用した就職者数 160人 ・就労相談を含む移住相談件数 前年度以上 ・「徳島わくわく移住支援事業」申請件数 26世帯
-----------	---

②未来を担う若者の雇用機会の確保と地元定着の促進

【取組方針】

企業や地域の未来を担う若者に対しては、大きな期待が寄せられ、企業においては、就職後もその人材育成に力を注いでいるところであり、若年者の県内就職の促進、とりわけ正規雇用の職場の確保を進めるとともに、未就職卒業生の就職促進や就職後の職場定着に向けた取組を推進する。

【具体的な事業とその目標】

(県が実施する事業)

- 経済団体や企業等と連携し、大学生等を対象にした「徳島県奨学金返還支援制度」により、県内就職の促進を図る。
- 「地域若者サポートステーション」において相談やセミナーを開催し、ニート等の進路決定の促進を図る。

- テクノスクールにおいて小学生や中学生の職業体験、さらに高校生を対象とした体験入校などを実施し、成長段階に応じた職業観の醸成を図る。

労働局など関係機関と合同で、高校・大学等の新卒者や既卒者など若年者向けの就職面接会を開催する。

(労働局が実施する事業)

- 産学官で構成された「徳島新卒者等人材確保推進本部」を設置・運営し、効果的な就職や職場定着の支援を行う。
- 県や県教育委員会と合同で、経済団体等に採用枠拡大等の要請を行うほか、学生等のニーズを踏まえた求人開拓を実施する。
- 「徳島新卒応援ハローワーク」や各ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターが学校訪問等を行い、未内定者数や支援ニーズを把握し、未就職者の就職支援を図る。
- 「若者雇用促進法」に基づく「ユースエール認定企業」の認定取得の促進、及び学生等への積極的な情報発信により、中小企業等とのマッチングを図る。
- 県など関係機関と合同で、高校・大学等の新卒者や既卒者など若年者向けの就職面接会を開催する。



<p>目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「とくしまジョブステーション」等を活用した就職者数 160人(再掲) ・新卒者(高卒、大卒)の就職内定率 前年度以上 ・就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数 762件以上 ・ユースエール認定企業数 11社以上 ・「地域若者サポートステーション」における新規登録者に対する進路決定率 85%
------------------	--

③全員参加型社会の実現に向けた多様な人材の活躍支援

【取組方針】

令和2年3月に策定した県の「とくしま人口ビジョン(2020年策定版)」において示されているとおり、「第1期総合戦略」に基づく取組により、「移住者の増加」や「合計特殊出生率」の上昇など、人口動態の改善に一定の成果はあったものの、依然、本県の「人口減少」は厳しい状況が続いており、労働力不足が危惧されているところである。

このため、人口増に向けた取組はもとより、働く場面においてその力が十分に発揮できているとはいえない女性、障がい者、高齢者、外国人、就職氷河期世代及び生活保護受給者等生活困窮者など「多様な人材が輝く地域づくり」が極めて重要であり、なお一層の取組を推進する。

●女性の活躍推進

【取組方針】

県においては、女性社長比率や管理職に占める女性の割合が全国トップクラスであるなど、女性の活躍がめざましいが、全国平均に比べ幾分緩やかとはいえず、いわゆる「M字カーブ」が依然として存在する。また、男性に比べ管理職の割合や正規雇用の割合などにおいても大きな差があることに加え、コロナ禍で雇用環境が厳しくなっていることから、女性の活躍推進に向けた、なお一層の取組を推進する。

【具体的な事業とその目標】

（県が実施する事業）

- 女性の活躍推進に向け、県内の第一線で活躍する委員により構成する「働く女性応援ネットワーク会議」の更なる活性化と、その意見等に基づく取組を強化する。
- 「子ども・子育て支援新制度」の下、保育の量的拡充・質の向上を図るため、保育士等の保育人材の確保に向けた取組を推進する。
- 女性が安心して働くことができる環境整備や男性の育児参加など、「子育てにやさしい職場づくり」に積極的な取組をする企業等を「はぐくみ支援企業」として認証し、特に他の模範となる企業等については表彰を実施する。
- 女性の就業や活躍推進に向けた講座やセミナー等を実施するとともに、再就職等の支援のための就職面接会を開催する。
- ときわプラザ（徳島県立男女共同参画総合支援センター）において、「就業相談」、「創業相談」を実施し、女性活躍をはじめとする男女共同参画の実現に向けた総合的な支援をワンストップで行うとともに、政策・方針決定過程への女性・若者の参画機会の更なる拡大を図り、地域の核となる将来のリーダーを育成するため、人材発掘及び人材育成機能を備えた講座を実施する。

（労働局が実施する事業）

- 女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等が義務付けられている常用労働者101人以上の企業については、現状届出

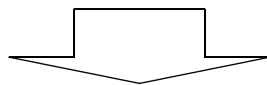
率が100%となっているが、次期計画策定にあたり、計画未策定の期間が生じることがないように計画期間終了を迎える企業への個別周知を図るとともに、より実効性のある計画となるよう個別指導等を行う。なお、行動計画の公表や情報公表を行う際には、自社の取組を就職活動中の学生や求職者へアピールできるというメリットもあること等「女性の活躍推進企業データベース」の積極的活用勧奨を行うとともに、求職活動に活用されるよう学生や求職者にも本データベースについて周知を図る。

また、令和4年7月8日から、常用労働者301人以上の企業については、男女の賃金の差異についての公表も義務付けられたことから、対象となる企業が確実に公表を行うよう助言を行う。

- 県が開設している「徳島県保育士・保育所支援センター」や自治体と連携を図りながら、保育士人材確保対策を推進する。
- 「くるみん認定」及び「えるぼし認定」を受けることのメリットや、これらの認定マークの活用について、企業指導や説明会等のあらゆる機会を利用して周知を行う。

また、令和4年度から創設された「トライくるみん」及び「不妊治療と仕事の両立に係る認定：プラス認定」についても、企業指導や説明会等のあらゆる機会を利用して積極的に周知を行う。

- 駅のハローワークに併設している「マザーズコーナーとくしま」内の「キッズコーナー」を活用し、子供連れで来所・相談しやすい環境づくりを行うとともに、県と子育て支援に関する各種情報等の共有を図る。
- 「マザーズコーナーとくしま」において、求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談や求人開拓、就職支援セミナーの定期的な開催など、積極的な再就職の支援を実施する。
- 県が開催する講座やセミナー等について情報提供を行う。



目標	・「はぐくみ支援企業」の認証事業所数 360事業所 ・「マザーズコーナーとくしま」の重点支援対象者の就職率 95.1%以上
-----------	---

●障がい者雇用の更なる推進

【取組方針】

県においては、障がいの特性に応じて活躍できる「共生社会」の実現に向

けて、地域における福祉施設や教育機関、労働関係機関と連携し、企業と障がい者のマッチングによる就労支援や、企業における障がい特性の理解による職場定着支援等を行い、令和6年4月から段階的に引き上げられる法定雇用率や物価高騰の影響等による雇用環境の悪化に対応する取組を推進する。

【具体的な事業とその目標】

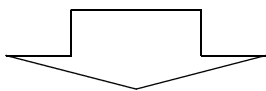
（県が実施する事業）

- 「徳島県障がい者の雇用の促進等に関する条例」及び「とくしま障がい者雇用促進行動計画」を踏まえ、事業主への障がい者雇用に関する情報提供や理解促進のための支援のほか、職場定着に向けて、教育や福祉などの関係機関と連携した職業訓練の拡充を図る。
- 障がい者雇用に顕著な実績をあげた企業・団体や優秀な勤労障がい者に対して、知事表彰を行うとともに、シンボルマークの使用による被表彰企業・団体への顕彰を行う。
- 「とくしま障がい者雇用促進県民会議」や「障がい者雇用促進ネットワーク」における意見の集約とその提案の実現、さらに県下3圏域（県東部、県南部、県西部）に構築された「企業ネットワーク」との連携や情報交換を推進する。
- 発達障がい者総合支援センターにおいて、発達障がい児者やその家族を総合的に支援するため、就労支援機関及び教育機関、事業所等と連携し、ニーズに応じた相談及び就労支援を行う。
また、就労後においても当事者や事業所に対してきめ細かい支援や情報提供を行い、当事者の能力と希望に沿った就労継続ができるよう支援の充実を図る。
さらに、事業所等に対して発達障がいについての正しい理解を促進する。
- 労働局・ハローワークと連携し、企業関係者と特別支援学校の生徒との相互理解や就労の促進を図るため、特別支援学校 You Me（ゆめ）チャレンジフェスティバルを開催する。

（労働局が実施する事業）

- 令和5年4月から民間企業の法定雇用率が2.7%とされ、令和6年4月からの段階的引上げ等が予定される中、雇用率未達成事業所の増加が見込まれることから、障害者の雇入れ支援を積極的に行い、早期対応を促す。特に、障害者の雇用経験やノウハウの不足から、雇用率未達成事業所の65.7%を占める「障害者雇用ゼロ企業」については、その解消を目指す。

- 「障害者雇用促進法」に基づく「障害者雇用優良中小企業事業主（もにす認定事業主）」の認定取得の促進及び障害者雇用に対する経営者の理解を促進する。
- 障害に関する専門的知見に基づいて、精神障害者等の求職者へのカウンセリングや事業主への助言を行う精神・発達障害者雇用トータルサポーターを活用し、求職者支援同様、事業主支援にも積極的に取り組む。また、精神障害者及び発達障害者の職場定着支援のためには、同僚が障害について正しく理解し自然なサポートを行うことが重要であるため、職場定着推進事業として、精神・発達障害者雇用トータルサポーターが講師を務める「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催する。
- 障害者の就労支援の動向や課題を踏まえ、「福祉」「教育」「医療」から「雇用」への流れを一層促進するため、就労支援機関や特別支援学校、医療機関等の関係機関による「徳島労働局雇用移行推進連絡会議」を開催し、労働局やハローワークが中心となって就労支援セミナー、事業所見学会等を実施し、障害者雇用を促進する。
- 障害者の雇用機会の拡大を積極的に推進するため、県や関係機関等との連携により「障害者就職面接会」を開催するとともに、ハローワーク単位でも小規模な就職面接会を開催し、障害者雇用を促進する。



目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の実雇用率 令和4年度実雇用率以上 ・ 法定雇用率達成企業割合 令和4年度実績以上 ・ 障害者の就職件数 前年度以上
-----------	--

●高年齢者の活躍・就労支援

【取組方針】

県においては、昨年度に続き65歳までの「高年齢者雇用確保措置」の実施済み企業割合が100%を達成した。しかしながら、就労の意欲がありながら、就業できていない高年齢者も多く、今後とも生涯現役社会の実現に向けた高年齢者の雇用・就業環境の整備を促進する。

【具体的な事業とその目標】

（県が実施する事業）

- 「とくしまジョブステーション」において、再就職が困難な中高年齢者に対する相談や情報提供を行うとともに、月2回「シルバー人材セ

ンター相談」を実施する。

- アクティブシニアによる就労の受け皿として、(公社)徳島県シルバー人材センター連合会と連携し、シルバー人材センターの機能強化や事業の活性化を推進する。
- 高齢者の生きがいづくりと介護現場の人材確保を図るため創設した、「徳島県版『介護助手』制度」の更なる普及を図ることにより、アクティブシニアの介護現場での就労を支援する。
- 保育士の業務負担の軽減や保育の質の向上を図るため、意欲ある高齢者の人材育成を行うとともに保育現場への就労を支援する「徳島県版『保育助手』制度」を推進し、アクティブシニアの保育現場での就労を支援する。

(労働局が実施する事業)

- 70歳までの「高年齢者就業確保措置」の導入に向けて的確に助言・指導を実施し、「生涯現役社会」実現のための取組を推進する。
- ハローワーク徳島・鳴門に設置している「生涯現役支援窓口」を活用し、職業生活の再設計や就職の困難な高年齢求職者に対するチーム支援を実施する。
- (公社)徳島県シルバー人材センター連合会へ委託し実施する「高齢者活躍人材確保育成事業」での就業体験や技能講習等を通じて、各シルバー人材センターにおける就業機会や会員の拡大などの取組を支援し、高年齢者の雇用・就業の場の拡大を図る。



目標	・シルバー人材センターの派遣従事者数(延人員) 73,500人日
	・生涯現役支援窓口におけるチーム支援による就職件数 201件以上

●外国人材の就労支援

【取組方針】

長引く人手不足や、物価高騰の影響等による業績不振により、外国人材の就労や雇用環境の悪化が懸念される。そこで、関係機関との連携により相談体制の充実を図るとともに、外国人材に就労機会を提供するための支援を行う。

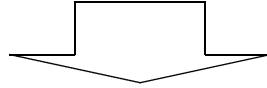
【具体的な事業とその目標】

(県が実施する事業)

- 県内企業等を対象に、雇用に当たっての留意点や、在留資格等の手続きなどを学ぶ、外国人材の雇用に関する「セミナー」を、オンライン等により開催する。
- 県内外の外国人留学生等の外国人求職者と、外国人材の採用を希望する県内企業とのマッチングを支援するための「キャリアフェア」を開催する。
- 定住外国人や県内企業への就職をめざす留学生等を対象に、就労に必要な知識の習得及びスキルアップを促進するための各種講座を実施する。
- 多様な外国人材が集う徳島の実現のため、県内での在住や定住を希望する外国人に対し、「(公財) 徳島県国際交流協会」及び「徳島県すだちくんハローワーク」等の関係機関と連携した積極的な支援を行う。
- ハローワーク等の求人・求職者情報による職業訓練ニーズを踏まえ、「定住外国人向け職業訓練コース」を設定し、就職につなげる。

(労働局が実施する事業)

- 外国人雇用管理セミナーの実施
在留資格「特定技能」によって受け入れる外国人材をはじめ、増加する外国人材の安定した就労を促進するため、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図る。
- 定住外国人等に対する就職支援
県内のハローワークにおいて、職業相談や定住外国人等が応募可能な求人の開拓等の実施により、定量的な就職の促進を図る。
- 外国人労働者の適切な雇用管理の確保等
毎年6月の「外国人労働者問題啓発月間」を中心とした周知・広報に加え、外国人雇用管理アドバイザーを活用した事業所訪問及び外国人雇用セミナー等を実施し、外国人労働者の適切な雇用管理の確保等に努めていく。
- 「人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）」の活用
外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組みに対して「人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）」の活用を図り、外国人労働者の職場定着を促進する。



目標 ・ 県の外国人就労支援事業における外国人就職者数（累計） 75人
--

●就職氷河期世代の就労支援

【取組方針】

「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（令和元年5月19日策定）」を受け、徳島県においては、県内の関係機関（経済団体、労働団体、支援機関、市町村、行政）を構成員とし、就職氷河期世代の活躍支援策をとりまとめ、進捗管理等を統括する「とくしま就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を令和2年7月27日に設置した。

令和5年度からの2年間は「第2ステージ」として、これまでの施策の効果も検証の上、そこで策定された事業実施計画に基づき、就職氷河期世代の支援のための取組を推進する。

【具体的な事業とその目標】

（県が実施する事業）

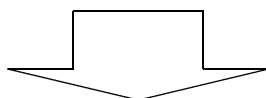
- 「ジョブサポート仕事応援相談窓口」により、就職活動中の方、非正規雇用から正規雇用へキャリアアップしたい方、働くことに不安や悩みを抱えている方などを対象に、きめ細やかな支援を行う。
- 「徳島県正社員化促進支援助成金」、「徳島県安定雇用促進支援助成金」の周知に努め、その活用により就職氷河期世代の正社員就職及び正社員転換を促進する。
- 生活困窮者自立相談支援機関とも連携しながら、心理カウンセラーによる個別相談の充実を図る。
- 正規雇用に向けた集中講座の開催や、就労継続のための相談窓口を設置する。
- テレワーカー養成のためのスキルアップ研修を実施するとともに、関係機関と連携しながら、養成したテレワーカーと県内企業とのマッチングを支援する。
- 就労準備支援機関において、社会参加に向けた支援が必要な方に対する生活支援を実施するとともに、企業開拓員を配置し、要支援者の状況に応じた就労体験先、就労先のマッチングを行う。

（労働局が実施する事業）

- ハローワーク徳島の専門窓口「就職氷河期世代支援コーナー」におい

て、チーム支援等により、職業相談、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、各種セミナー及び就職面接会の開催、公的職業訓練等必要な能力開発施策へのあっせん、求人開拓、職業実習・体験の実施、就職後の定着支援等、安定した雇用の実現に向けた一貫した伴走型支援を行う。また、県内各ハローワークにおいても、担当者制等によるきめ細かな支援を行う。

- 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）、キャリアアップ助成金等の企業支援策の周知に努め、その活用による就職氷河期世代の正社員就職及び正社員転換を促進する。



目標	・心理カウンセラー等による就職氷河期世代の方の個別相談件数 150件 ・就職氷河期世代支援コーナーにおけるチーム支援による支援対象者の正社員就職率 60.4%以上
-----------	---

●生活保護受給者等の生活困窮者やひとり親家庭等に対する就労支援

【取組方針】

生活保護受給者数については、ほぼ横ばい傾向にあるものの、経済的に困窮しているひとり親家庭等の比率は高く、また、令和4年度においては、働くことのできる生活保護受給者がいる「その他世帯」の割合も増加している。

このため、生活保護受給者や生活困窮となるリスクの高い層である「ひとり親家庭等」に対し、自立支援策の強化を図るとともに、就労・就職による自立を促進する。

【具体的な事業とその目標】

（県が実施する事業）

- 「働くことができる生活保護受給者」に対し、福祉事務所に配置している「就労支援員」による相談支援を実施するとともに、労働局との協定に基づき、福祉事務所とハローワークが一体となった「ワンストップ型の就労支援」を展開する。
- 第2のセーフティネットである「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な相談支援等を行い、就労支援や家計改善に取り組

むとともに、貧困の連鎖の防止の観点から、生活困窮家庭等に対する学習支援やサポートを実施する。

- 大人が2人以上いる子育て世帯と比べて著しく貧困率の高い、ひとり親家庭の自立を総合的に支援するため、「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、関係機関と連携を図り、施策を推進する。

(労働局が実施する事業)

- 県及び8市と締結した「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づき、就労支援対象者や就職者の年間計画を策定し、各種就労支援メニューにより就職に結びつける。
- 県と情報を共有し、就労支援候補者への意欲喚起とハローワークへの就労支援対象者の積極的な送り出しを要請するとともに、就労支援対象者へのマッチングを行う。
- 徳島市との一体的実施施設として常設した「ワークケア相談室」や他の地方自治体の福祉事務所への巡回相談を実施するとともに、平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき生活困窮者に対する相談支援を実施する関係機関と連携を図るなど、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援の充実を図り、生活困窮者の就労による自立を促進する。
- ひとり親家庭の自立を支援するため、「マザーズコーナーとくしま」やハローワークにおいて、ひとり親に対する就職支援を関係機関や地方公共団体と連携して実施する。また、8月の現況届提出時に地方公共団体にハローワークの臨時相談窓口の設置を行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施する。



目標	・生活困窮者自立支援事業における「就労支援対象者の就労・増収率」 52% ・地方自治体からの支援対象者数 580件以上 ・生活保護受給者等の就職率 64.6%以上
-----------	--

④技能・技術者を中心とした人材の確保

【取組方針】

「人口減少・超高齢化社会」の到来、労働力人口の減少、物価高騰の影響等による景気後退懸念が高まるなか、県の強みである「製造業」を支える技能・技術者を中心とした人材の確保が必要となっている。

そこで、企業の新たな事業展開及び離職者等の再就職を支援するため、

製造業を含む今後成長が見込まれる分野への業種転換や多角化に取り組む企業に対する雇用拡大・確保支援や求職者に対して就職支援・人材育成支援を実施することにより、即戦力人材の育成を行う。

また、徳島県すだちくんハローワークにおいては、テクノスクール訓練生や求職者に対して、製造業を中心に、きめ細やかな就労支援を行うことにより、人材ニーズを迅速・的確に把握し、効果的に企業と求職者のマッチングを推進する。

【具体的な事業とその目標】

（県が実施する事業）

- 労働局や経済団体等との連携のもと、「とくしま地域雇用再生プロジェクト」及び「徳島ものづくり産業雇用創造プロジェクト」による雇用創出を図る。
- 徳島県すだちくんハローワークにおいて
 - ・製造業を中心に「求人開拓」、「キャリアカウンセリング」を実施する。
 - ・K I Z U N Aプラザ（徳島経済産業会館）を通じた産業界との連携やニーズに基づく人材の確保に向けた取組を推進する。
 - ・とくしまジョブステーション、プロフェッショナル人材戦略拠点、とくしま地域雇用再生プロジェクト及び徳島ものづくり産業雇用創造プロジェクト等の県施策との緊密な連携による「求人・求職情報のワンストップ化」を図る。

（労働局が実施する事業）

- 県からの要望に応じ、県への職業紹介事業に係る研修資料の提供や、県が実施する研修への講師派遣などの支援を行う。
- 県が受理した求人について、求人者がハローワークに提供することを希望する場合には、ハローワークが求人者に確認のうえ、求人として受理する。
- オンラインによる求人・求職情報を提供する。



目標 ・ 職業相談・職業紹介件数（徳島県すだちくんハローワーク） 700件
--

⑤職業訓練の効果的な実施のための連携

【取組方針】

産業界の求める人材や職業訓練に関するニーズとマッチングさせること

が重要であり、離転職者訓練のみならず、在職者訓練・学卒者訓練についても、その充実が求められているところである。失業者は、失業期間が長期化する程、就業意欲の減退や職業能力の衰退が見られ、就労の可能性が低下していくこととなるため、本人の希望や能力に応じた職業訓練を実施していくことが併せて重要である。これらの施策を総合的に推進する。

【具体的な事業】

（県が実施する事業）

- 労働者団体、事業主団体、労働局等との連携により、成長が見込まれる産業分野等の訓練コースを設定する。
- 産業界と連携した実践的な職業訓練の実施や、NPO法人・民間企業を活用し、多様な職業訓練等を行うなど、地域を支える産業人材の育成を図っていく。
- ハローワークと連携を図りながら、一人でも多くの訓練受講者を訓練修了後に就職に結びつけるべく、訓練受講者に対する就職支援を行う。
- 労働局から提供された求人情報や就職希望アンケート結果等により、求人開拓等を実施するなど訓練受講者の早期就職を支援する。
- 能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指す長期の教育訓練講座を活用した高度な知識及び技能を習得する訓練コース「長期高度人材育成コース」を実施する。

（労働局が実施する事業）

- 徳島県地域職業能力開発促進協議会を徳島県と共同開催し、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、当該ニーズに即した「地域職業訓練実施計画」を策定する。
また、新たに訓練修了者や当該修了者を採用した企業等のヒアリングによる訓練効果の把握・検証を実施し、委託訓練等の設定・改善につなげていく。
- 公的職業訓練の受講機会があることを広く認知されるよう、労働局のホームページやハローワーク内のポスター・リーフレットの掲示に加え、SNS等による情報発信や職業訓練説明会・見学会等を開催し、訓練概要や受講に必要な手続き等について周知・説明を図るとともに、求職者への適切な受講あっせんを行い、定員の充足に努める。
- 担当者制などによるきめ細かな就職支援を行い、訓練受講生にかかるハローワークシステムの入力の徹底により、適切な就職支援を行う。
- 県及び訓練機関を通じて、訓練受講者への求人情報の提供や就職希望アンケートを実施するなど、関係機関との連携を図る。

- 多様で柔軟な働き方であるテレワークの導入促進や、次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定支援等、仕事と家庭の両立ができる職場づくりを支援する。
- 各地域のファミリー・サポート・センターの連携強化と、保護者からのニーズの高い病児・病後児預かりを促進する。
- あらゆる主体が協働して子どもをはぐくむ社会づくりの機運を醸成するため、夫婦（保護者）の協働を中心に子育て支援サービスやツール、周囲の人を頼りながら楽しみを感じつつ行う「チーム育児」に賛同し、子育てしやすい職場環境づくりに取り組む企業・団体を対象とする「チーム育児応援部門」をはじめとする「とくしま子育て大賞」の表彰を実施する。
- 経済団体や社会保険労務士会と連携したセミナー開催などにより、経営者を中心として働き方改革の普及啓発を図る。

（労働局が実施する事業）

- 働き方改革関連法を円滑に施行し、企業の「働き方改革」が着実に進むよう、関連の助成金制度の活用促進により、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得を促進し、働きやすい職場環境作りを促進する。
- 多様で柔軟な働き方のための環境整備として、ワークライフバランスにも資する良質な雇用型テレワークの導入・定着促進を図る。
- 11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う。
- 労働局長が長時間労働の削減・働き方改革に取り組む先進企業「ベストプラクティス企業」を訪問し、事例を広く紹介する。
- 所定労働時間の削減等、労働環境の改善を行う中小企業に対する助成（働き方改革推進支援助成金）、「働き方・休み方改善コンサルタント」による無料コンサルティングを実施する。
- 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等を促すとともに、「くるみん」及び「プラチナくるみん」のほか、令和4年度に新しく創設された「トライくるみん」及び「不妊治療と仕事との両立に関する認定基準：プラス認定」に係る認定マークの取得を促進する。
- 令和5年4月から常用労働者が1,000人を超える企業については、男性労働者の育児休業取得率の公表が義務となることから、当該制度を積極的に周知するとともに、対象企業が確実に公表を行うよう助言を行う。
また、「両立支援等助成金」について周知を行い、中小企業等における仕事と育児・介護との両立を支援する各種制度の定着を推進する。



目標 ・雇用保険における男性の育児休業給付金の受給者数 前年度以上

②労働環境の整備と非正規雇用労働者に対する取組

【取組方針】

近年の急速な技術革新やサービスの多様化などに伴い、労働環境が大きく変化し、職業生活等に関して強い不安やストレスを感じる労働者が5割以上となっている（令和3年「労働安全衛生調査」）。

このようなストレスや疲労といった問題のほかに、女性や高齢者、障がい者など、多様な人材が職場に進出することに伴い、それに対応した職場づくりが求められていることから、快適な職場環境の形成に向け、今後、なお一層の取組を推進する。

また、非正規雇用労働者の労働者に占める割合も増加しており、正社員転換・処遇改善の取組についても併せて推進する。

【具体的な事業とその目標】

（県が実施する事業）

- 労働条件やいじめ・嫌がらせ、募集や採用など、労働問題に関するトラブルに対し、平日の昼間のみならず夜間、休日においても労働相談窓口を設置する。
- 自殺予防に関する協定に基づき、各種労働団体との連携強化を支援するとともに、労働者に対する自殺予防対策の推進を図る。
- 経済5団体への正規雇用登用のための要請活動や、「とくしまジョブステーション」及び「徳島県すだちくんハローワーク」における取組を通し、正規雇用に向けた支援を着実に進めるとともに、働きたい人が自らの力を最大限発揮できるよう「働く場の確保」についても推進する。
- 「徳島県正社員化促進支援助成金」、「徳島県安定雇用促進支援助成金」の周知に努め、その活用により就職氷河期世代の正社員就職及び正社員転換を促進する。【再掲】

（労働局が実施する事業）

- いじめ・嫌がらせや労働条件等のあらゆる労働問題に関して、局及び各労働基準監督署に設置された総合労働相談コーナーにおいてワンス

トップで対応する。

- 労働施策総合推進法に定める職場におけるパワーハラスメント防止対策に関しては、令和4年度から中小企業においても雇用管理上の措置を講ずることが義務付けられたことから、確実な履行確保を図るため、積極的に同法に基づく報告請求を行うとともに丁寧な周知を行い、相談事案に対しては、紛争解決援助制度の活用等迅速かつ丁寧に対応する。
- 「徳島第14次労働災害防止推進計画」に掲げる目標達成に向け、計画的に事業者への指導等を行う。
- メンタルヘルス対策については、ストレスチェックの実施促進などを中心として、県や関係機関との連携強化のもと推進する。
- 同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても納得できる職場環境が実現できるように取り組むこととし、引き続き、同一労働同一賃金の実現に向けて、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法の周知を行うとともに労働基準監督署による定期監督等において確認を行い、非正規雇用労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受ける。
また、パートタイム・有期雇用労働法については、徳島働き方改革推進支援センターと連携し、中小企業等に対する支援を行う。
- 県内企業に対して、最低賃金の周知を行うとともに、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引き上げに向けた環境整備等の取組を行う。
- 経営改善と労務管理等の相談にワンストップで対応する相談窓口の設置や、業務の効率化や働き方の見直し等により、賃金の引き上げを行う中小企業・小規模事業者に対し、「業務改善助成金」等による支援を行う。
- 企業内での正社員転換や人材育成、処遇改善などのキャリアアップの取組を推進する。
- 「キャリアアップ助成金」の積極的な活用を促すとともに、事業主の実情に応じたきめ細やかな相談・支援を行う。



目標	・わかもの支援コーナー等を利用して就職したフリーター等のうち 正社員として就職した者の割合 65.0%以上 ・「キャリアアップ助成金」の計画・申請件数 前年度以上
-----------	---

4 コロナ禍からの回復・物価高騰下での雇用の維持・継続支援について

【取組方針】

コロナ禍からの回復・物価高騰下での雇用の維持及び継続支援については、県と労働局とが緊密な連携・協力を図りながら対応することとする。

(1)雇用の維持・円滑な労働移動への支援

【具体的な事業】

(県が実施する事業)

- 労働局や経済団体等との連携のもと、「とくしま地域雇用再生プロジェクト」及び「徳島ものづくり産業雇用創造プロジェクト」の実施により、事業者の新たな事業展開を支援し、雇用維持を促進する。
- 「雇用調整助成金」及び「産業雇用安定助成金」など各種助成金について、徳島労働局と連携を図りながら周知に努め、雇用維持を促進する。
- 「徳島県正社員化促進支援助成金」の周知に努め、その活用により就職氷河期世代の正社員転換を促進する。

(労働局が実施する事業)

- 人手不足が顕在化する中、人材を有効活用する観点からも円滑な労働移動に資する就職支援が重要であり、ハローワークの各種就職支援サービスについてオンライン化を進めるとともに、SNS等を活用した情報発信の強化等によって、求職者のニーズに対応した柔軟な求職活動ができるようサービスの質の向上を図る。
また、再就職にあたり課題を抱える者に対しては、ハローワークへの来所を促すとともに、担当者制による個別支援など、課題解決支援サービスを通じたきめ細かな支援を行い、再就職の実現を図る。
- 在籍型出向は労働者の雇用をしっかりと支えつつ、人材の有効活用を通じて生産性の維持・向上に資するものであり、労働者のキャリアアップ・能力開発にも効果があることから、「産業雇用安定助成金」の活用による事業主への支援に取り組む。
- 徳島働き方改革推進支援センター等と連携し、テレワークガイドラインの周知や人材確保等支援助成金の活用により、多様な働き方のひとつとして良質な雇用型テレワークの導入・定着促進を図る。

(2)離職者への支援・キャリア形成の促進

【具体的な事業】

(県が実施する事業)

- 労働局や経済団体等との連携のもと、「とくしま地域雇用再生プロジ

ェクト」の実施により、離職者の再就職を支援する。

- 徳島県すだちくんハローワークにおいて、
 - ・ 製造業を中心に「求人開拓」、「キャリアカウンセリング」を実施する。
 - ・ とくしまジョブステーション、プロフェッショナル人材戦略拠点、とくしま地域雇用再生プロジェクト及び徳島ものづくり産業雇用創造プロジェクト等の県施策との緊密な連携による「求人・求職情報のワンストップ化」を図る。
- 「徳島県安定雇用促進支援助成金」の周知に努め、その活用により就職氷河期世代の正社員就職を促進する。
- 離職者等の再就職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための委託訓練を推進する。
- 「勤労者ライフサイクル資金（離職者生活費）」の周知に努め、当面の生活資金について低利融資による支援を行う。

（労働局が実施する事業）

- ハローワークでのオンラインサービスによる就職支援を強化するため、求職者及び求人者にマイページ開設・活用を働きかける。
- 都市部から地方への移住を伴う地域を超えた再就職等を支援する。
- 職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を一定期間試行雇用する事業主に対して、トライアル雇用助成金により試行雇用期間中の賃金の一部を助成することで、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。
- やむを得ず離職した方の再就職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援訓練を推進する。
- 労働者のリスクリングを促進し、その能力を遺憾なく発揮していくことが、企業の生産性を高め、次なる成長を生み出す原動力となるものであり、「人への投資」を促進するため、「人材開発支援助成金」の活用による支援等を強化し、人材の育成・活性化を通じた「成長と分配の好循環」を目指す取組を進める。

5 進行管理について

この事業計画は、「県と労働局が力を合わせ、まさに『地方創生の推進エンジン』として、互いの強みを活かし、なお一層、一体となった『徳島ならではの雇用対策』」につなげるための取組である。

このため、事業の推進にあたっては、「PDCAサイクル」によって、それ

ぞれの取組を向上させることとする。

まず、毎年度当初までに、「徳島県雇用対策協定運営協議会（以下「運営協議会」という。）」を開催し、当該年度の事業計画を検討、決定（P）することとし、さらに毎月の情報連絡会議において、事業の進捗（D）に関する情報交換をする。

年度末には、事業の評価やチェックのための運営協議会を開催（C）し、次年度以降の取組に反映させていく（A）ものとする。